

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき変更するものである。

- 1 森林吸収源対策を積極的に推進するために間伐による伐採総量を変更する。

【変更項目及び頁】

- 2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量…… 1
- (6) 伐採総量…… 1

(6) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分		林			地		林地 以外	合 計	
		主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計			
水 土 保 全 林	国 土 保 全 タ イ プ	-	8,337 (164.88)	8,337	}	}	}	}	
	水 源 か ん 養 タ イ プ	スギ・カラマツ等	7,806	37,286					45,092
		スギ・カラマツ長伐期		1,232					1,232
		スギ超長伐期		12,547					12,547
		植栽型複層林	311	10,168					10,479
		アカマツ	-	-					-
		広葉樹択伐林誘導	-	-					-
		広葉樹択伐	-	-					-
		ナラ等中小径材	707	-					707
		天然更新型複層林誘導	10,864	21,195					32,059
		分収林	-	-					-
		その他	-	-					-
		施業群設定外	-	-					-
		小 計	19,688	82,428 (1,593.97)					102,116
		計	19,688	90,765 (1,758.85)					110,453
森林と 人との 共生林	自 然 維 持 タ イ プ	-	-	-	}	}	}	}	
	森 林 空 間 利 用 タ イ プ	-	5,745 (111.67)	5,745					
	計	-	5,745 (111.67)	5,745					40,500
資 源 の 循 環 利 用 林	スギ・カラマツ等	-	-	-	}	}	}	}	
	スギ・カラマツ長伐期	-	-	-					
	分収林	4,033	9,085	13,118					
	生産群設定外	-	-	-					
	計	4,033	9,085 (120.36)	13,118					4,500
合 計	23,721	105,595 (1,990.88)	129,316	45,000	174,316	-	174,316		
年 平 均	4,744	21,119 (398.18)	25,863	25,000	50,863	-	50,863		

注1：()は、間伐面積である。

2：「年平均(残期間)」は、従前の年平均に今回の計画変更による伐採量の増減量を本計画の残期間で除したものを加えて算出した数量を計上した。